

目 次

目 次	1
I 放課後キッズクラブの制度等について	
Ⅰ-1 放課後キッズクラブとは	2
Ⅰ-2 運営法人 特定非営利活動法人下和泉キッズクラブ について	2
Ⅰ-3 放課後キッズクラブの開所日	2
Ⅰ-4 放課後キッズクラブの利用区分	3
Ⅰ-5 わくわく【区分1】の概要	4
Ⅰ-6 すくすく【区分2】の概要	5
Ⅰ-7 保険への加入	7
Ⅰ-8 放課後e-場所システムの使用	8
II 活動について	
Ⅱ-1 下和泉小学校放課後キッズクラブの活動	9
Ⅱ-2 プログラム	12
Ⅱ-3 おやつ	13
Ⅱ-4 学校休業日等の昼食	13
Ⅱ-5 学習環境	14
Ⅱ-6 キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）	15
Ⅱ-7 広報誌『キッズニュース』	16
Ⅱ-8 利用当日の流れ	17
Ⅱ-9 キッズクラブの利用にあたってのお願い	18
Ⅱ-10 事故が起きた時の対応	19
III 利用に当たっての各種手続き等について	
Ⅲ-1 利用申込	20
Ⅲ-2 利用予定	22
Ⅲ-3 利用区分の変更	23
Ⅲ-4 利用料等の支払方法	23
IV 非常災害時等の対応について	
Ⅳ-1 警報発表時等の対応	24
Ⅳ-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用	26
Ⅳ-3 地震	28
Ⅳ-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応	28
V その他	
V-1 支援や配慮を必要とする児童の受入れについて	29
V-2 保護者会	30
V-3 ご意見・ご要望等	30
V-4 お問い合わせ先	31
(参考資料)	
・ 放課後キッズクラブ よくあるご質問	
・ 令和8年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類等について	
(様式等)	
・ 放課後キッズクラブ緊急連絡用名簿、緊急連絡用名簿記入例	
・ 就労（予定）証明書、就労（予定）証明書記入例	
・ 自営業従事者等申告書	
・ 放課後キッズクラブ利用料減免申請書	
・ 放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書	
・ キッズかけはしシート	

I 放課後キッズクラブの制度等について

I-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

① 全てのこどもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること

② 留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること

を目的に実施しています。(P 2)

平成 16 年度に開始され、令和 2 年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。

下和泉小学校放課後キッズクラブは、泉区が選定した法人（特定非営利活動法人：下和泉キッズクラブ）が運営を行っています。

I-2 運営法人 特定非営利活動法人下和泉キッズクラブ について

下和泉小学校放課後キッズクラブを運営する下和泉キッズクラブは、地元地域の役員と地域のスタッフで構成されており、児童の健全で健やかな成長、学校教育、地域貢献のサポートをして、豊かな地域社会の実現に寄与する活動を行います。

I-3 放課後キッズクラブの開所日

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除き、原則として開所します。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合^(※1)や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります（閉所または開所時間を短縮する場合の連絡は放課後 e-場所システム（P 7）で行います）。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（P 2）。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

	警報発表時（P23、24）	熱中症警戒アラート等 発表時（P25、26）	学級閉鎖等
わくわく【区分1】	<u>閉所</u>	<u>閉所</u>	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童 ^(※2) は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。
すくすく【区分2 A・B】 （わくわく【区分1】のスポット利用（P3）含む）	開所 <u>※特別警報発表時は閉所</u>	開所	

※1 表に記載がない事由においても、学校都合等により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

I-4 放課後キッズクラブの利用区分

利用に当たっては、まず、利用区分を選択いただきます。利用区分は、遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。

また、「すくすく【区分2】」には、午後5時まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2 A】」と午後7時まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分2 B】」があり、登録に当たっては、それぞれ月額の利用登録料（以下「利用料」という）をご負担いただきます。

【利用区分ごとの概要】

利用区分		わくわく 【区分1】※1)	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【区分2A】※2)	ほしぞら【区分2B】
利用目的		遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件		・下和泉小学校に通学している児童であること ・下和泉小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。		
		—	留守家庭児童等※3) であること	
利用時間	平日	放課後から午後4時まで	放課後から午後5時まで	放課後から午後7時まで
	土曜日	利用できません	午前8時30分～ 午後5時まで	午前8時30分～ 午後7時まで
	土曜日 を除く 学校休業日	午前9時～11時	午前8時～午後5時まで	午前8時～午後7時まで
お迎え		キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。(P14)		
利用料		無料	月額2,000円※4) +おやつ代 (7・8月は2,500円+おやつ代)	月額5,000円※4) +おやつ代 (7・8月は5,500円+おやつ代)
			減免制度あり(P5)	
保険加入料		年額700円(P6)		
定員		なし	あり	

※1 表の説明のほか、有料でスポット利用 (P3) ができます。

※2 表の説明のほか、有料で延長利用 (P4) ができます。

※3 保護者が就労及び健康上の理由等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

※4 実際の利用頻度にかかわらずご負担いただきます (利用回数に応じた日割り等はありません)。

I-5 わくわく【区分1】の概要

(1) わくわく【区分1】について

全てのこどもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供することで、異年齢間の遊びや交流を通じて、創造性・自主性・社会性などを養うことを目的としています。

こどもたちが安全・安心に「遊び」の時間を過ごすことができるよう、スタッフが支援します。

(2) 利用時間

平日	放課後～午後4時
土曜日	利用できません ^(※1)
学校休業日	午前9時～11時 ^(※2)

※1 スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。

※2 午前の時間帯で利用できます。夏季休業日も午前からのみの利用となり、午後は利用できません。

(3) スポット利用

スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、午後7時まで受入れる制度です（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）。スポット利用には、原則あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。

(4) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。また、プログラム（P11）に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までのため、退室時間が4時1分以降になると、自動的にスポット利用料（800円/回）とおやつ代（実費）をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P23、24）や熱中症警戒アラート等発表時（P25、26）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な「遊び場」の確保が困難な状況においては、わくわく【区分1】の利用を原則は休止としています。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、放課後 e-場所システム（P7）によりお知らせさせていただきます。

I-6 すくすく【区分2】の概要

(1) すくすく【区分2 A・B】について

保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童等を対象に「遊びの場」と「生活の場」を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

わくわく【区分1】と一体的に行う「遊びの場」の提供に加え、ご家庭とも連携しながら、放課後キッズクラブでの生活を通したお子さんの健全な成長や基本的な生活習慣^(※1)の習得等のための支援を、放課後児童支援員^(※2)等が行います。

※1 基本的な生活習慣の一例

- ・健康や衛生に関すること（手洗い、うがい等）
- ・こどもの日常生活に関すること（持ち物の管理、片付け、整理整頓、宿題等）
- ・放課後キッズクラブでの生活に関すること（集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組むこと等）

※2 放課後児童支援員

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上放課後キッズクラブ事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

(2) 利用時間

	すくすく・ゆうやけ【区分2 A】 ^(※)	すくすく・ほしぞら【区分2 B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※ 延長利用料（400 円/回）を支払うことで、午後7時まで利用することができます。

(3) 延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分2 A】のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合に、午後5時を超えて午後7時まで受入れる制度です。

延長利用には、原則、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり400円の延長利用料がかかります。

(4) 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代（実費相当）や保険料がかかる（P6）ほか、プログラム（P11）に参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく・ゆうやけ【区分2 A】	すくすく・ほしぞら【区分2 B】
利用料（月額）※	<u>2,000 円</u> （7・8月は2,500 円）	<u>5,000 円</u> （7・8月は5,500 円）
延長料（午後7時まで）	1 回あたり 400 円	—
おやつ代	実費相当	

※ すくすく【区分2 A・B】の利用料は、その月の利用がなくてもご負担いただきます。

<注意事項>

すくすく【区分2 A】の利用時間は午後5時までのため、退室時間が5時1分以降になると、自動的に延長料（400 円/回）をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

【利用料減免制度】

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

	説明
減免対象者 ※1・2	以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 生活保護世帯の方 ② 市民税所得割非課税世帯の方 ③ 横浜市就学援助を受けている方
減免額	<u>上限2,500 円/月</u>
減免対象費用	月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2 A】の延長料（400 円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

I-7 保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆様に万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん1人につき年額700円）を負担していただきます。

この保険は下和泉小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人下和泉キッズクラブが加入するものです。利用申込の際に、保険掛け金の領収書等の添付が必要になりますので、申込前までに保険掛け金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。
また、「保険に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

<保険の補償内容>

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した放送事故等を保証する制度です。

傷害保険・・・児童がケガによる死亡、後遺障害、入院、通院を補償「熱中症」および「細菌性・ウイルス性食中毒」も対象です。

賠償責任保険・・・児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象になります

(1) 保険の掛金

お子さん1人につき年額700円

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額※
傷害 保険	通院（1日目から90日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死 亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償 責任	対人・対物賠償合算 （ただし、対人賠償）	支払限度額 1事故 5億円
		支払限度額 1名 5億円

(3) 対象となる事故の範囲

- ①傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
放課後キッズクラブと自宅の往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）
- ②賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償

(4) 支払方法

支払いは・・・キッズクラブで現金700円をお支払い。領収書をお渡しします。

(5) その他

その他、保険適用のご相談、ご不明点等ありましたら、下和泉小学校放課後キッズクラブまでお問い合わせください。

I-8 放課後 e-場所システムの使用

放課後キッズクラブの利用に当たり、入会申込を始めとした、各種手続の多くは横浜市が開発した「放課後 e-場所システム」(以下「システム」という。)で行います。お手数ですが、システムの利用登録をお願いします。

なお、システムでの新規利用登録に当たっては、横浜市の子育て応援アプリ「パマトコ」^(※)のアカウント登録が必要となります。登録・利用方法などの詳細はシステムのマニュアルをご確認ください。

※横浜市が子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして開発した、自治体ならではの情報・機能を集約した子育て応援アプリ・サイトです。

<システムの登録>

放課後キッズクラブの利用申込に際し、登録用の二次元コードが印刷された「入会・利用申込登録チラシ」をお渡ししますので、利用申込に必要な書類(P19 参照)をお手元に揃えたうえで、二次元コードを読み取り、利用登録を行ってください。

なお、システムの操作方法等については、横浜市のホームページに掲載されているシステムのマニュアルをご確認ください(システムでの手続が難しい場合は、放課後キッズクラブまでご相談ください)。

【放課後 e-場所システム マニュアル掲載ページ】

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/houkagoe-basho.html>

二次元コード:



放課後 e-場所システムの主な機能

主な機能の一覧		
1	入会の利用申込・区分変更・退会	クラブの利用申込・区分の変更・退会の手続きができます。
2	書類の提出	申込等に必要な書類を提出できます。
3	児童の入退室時刻のお知らせ	お子さんの入室・退室の情報を、あらかじめご登録いただいたメールアドレスに通知します。
4	利用予定の登録・変更・キャンセル	利用予定の登録・変更・キャンセル等ができます。
5	昼食提供の申込	春・夏・冬休みにお弁当を注文できます。
6	クラブ・横浜市からのお知らせ	保護者サイトでお知らせを確認できるほか、クラブからのお知らせをメールで通知を受け取ることができます。

<放課後 e-場所システムの動作環境(2025 年 11 月現在)>

放課後 e-場所システムはブラウザ上で動作するクラウドサービスです。

インターネットにつながる環境であれば、スマートフォン・パソコン・タブレットで利用ができます。

推奨ブラウザ	Version
Google Chrome	最新のバージョンをお使いください
Firefox	最新のバージョンをお使いください
Microsoft Edge	最新のバージョンをお使いください

Ⅱ 活動について

Ⅱ-1 下和泉小学校放課後キッズクラブの活動

(1) 活動に当たり大切にしていること

下和泉小学校放課後キッズクラブでは・・・キッズルーム・校庭・体育館・多目的室で活動しており、放課後は学年に関係なく異学年のお子さんが一緒に遊べるような居場所を設けています。

校庭では遊具や鉄棒を使った遊びや野球、一輪車、ドッジボール、サッカー、縄跳び、竹馬など元気に体を動かして遊ぶことが出来ます。静かに過ごしたいお子さんは、キッズルームで読書やパズル、人形遊び、将棋、ブロック、オセロゲーム、お絵かき、宿題などをして過ごすこともできます。

(2) 学校・保護者・地域との連携や繋がり

下和泉小学校放課後キッズクラブでは、お子さんが安全・安心に過ごせるよう、学校・保護者・地域等と連携を取りながら運営を行っています。

	概要
学校	学校との密な連携を重視しています。 担任の先生とも定期的に情報交換を行い、授業の時間や行事の予定を確認しています。 キッズクラブの予定や様子もお伝えし、子どもたちが日々の生活を円滑に過ごせるよう、情報を共有しています。 環境の変化が大きい、年度当初や夏休み等長期休暇の前後は、特に子どもたちの心身の変化に細やかに対応できるように、学校との情報交換を実施しています。
保護者	ご家庭ごとの多様な教育方針や価値観を尊重しつつ、保護者の皆さんともお迎えの際には必ずコミュニケーションをとり、その日の様子をお伝えしています。 困りごとだけでなく、楽しかった出来事もお伝えし、保護者の方にも安心して頂けるよう努めています。 また、お子様の様子等で気になることがあればスタッフとの面談はいつでも対応いたします。毎年保護者会も実施し、保護者の皆様との意見交換の場を設定しています。
地域	地域社会との連携を深めることで、子どもたちの活動の場を広げ、豊かな経験ができるよう心掛けています。下和泉地区センターや学区内の公共施設へ出向く機会を設けています。地域の皆さまの温かいご支援を得ながら、キッズクラブの児童を見守ってくださっています。

(3) 一日の活動スケジュール例

〈平日（学校のある日）〉

	わくわく【区分1】	すくすく【区分2 A】	すくすく【区分2 B】
8時	学校で授業		
9時			
10時			
11時			
12時			
13時	受付 ・ 自由遊び等 (授業がある時間は、お部屋で絵を描いたり静かな遊びを行い、放課後、外遊びを希望するお子さんは、校庭でドッジボールや一輪車、遊具で自由に遊ぶことができます。)		
14時			
15時			
16時	閉所 (スポット利用時の活動はすくすく【区分2】と同様)	宿題	
17時		おやつ	
18時		閉所 (延長利用時の活動はすくすく【区分2 B】と同様)	静かな遊び等
19時		閉所	

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。

★17時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)を過ぎたら、保護者のお迎えが必須となります。

〈学校休業日（土曜日除く）〉

	わくわく【区分1】	すくすく【区分2A】	すくすく【区分2B】
	閉所		
8時	閉所 (スポット利用の活動はすくすく【区分2】と同様)	受付 ・自主学習 (宿題など)	
9時			
10時	受付・自由遊び等 (9時から11時)	自由遊び等	
11時			
12時	閉所 (スポット利用の活動はすくすく【区分2】と同様)	昼食(クラブ、多目的室等)	
13時	//	静かな遊び	
14時		自由遊び等	
15時			
16時	閉所 (スポット利用の活動はすくすく【区分2】と同様)	宿題・読書等	
17時		おやつ	
18時		閉所 (延長利用時の活動はすくすく【区分2】と同様)	静かな遊び等
19時		閉所	

★土曜日は8時30分からの開所です。

★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後のどちらかの時間帯に参加します(両方は参加できません)。

※夏季休業日のみ午前1回

★わくわく【区分1】のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。

★すくすく【区分2】では、一日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動しています。

Ⅱ-2 プログラム

放課後キッズクラブでは、こどもたち一人ひとりが充実した時間を過ごせるように体験・創作活動等を提供し、社会性・自主性・創造性を育むために、プログラムを実施しています。

プログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」などがあります。

(1) 下和泉小学校放課後キッズクラブでのプログラム

下和泉小学校放課後キッズクラブでは月に1回程度、プログラムを企画しています。安全に配慮しつつ、プラバンストラップ作り、くみひも作り、牛乳パックで作るパズルキューブ、ミニクリスマスリース作りなどの工作、地域のイベントに出掛けたり、歌の先生を招いてのイベント、横浜FC サッカー教室などのプログラムを企画しています。

※今後実施するプログラムは変更になる場合があります。

【実施しているプログラムの一部の様子】



(2) プログラムの申込等

システムで、プログラムの実施日の確認や申込をすることができます。詳しい内容は、今後キッズニュース（P15）等でお知らせします。

<注意事項>

- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合があるため、希望のプログラムに参加できない場合や、数日間予定されている場合は、日程の変更をお願いすることがあります。
- ・プログラムの参加は任意となります。申込に当たっては、お子さんの希望も聞いたうえで、申し込むかどうかを決めてください。
- ・わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻（P14）を過ぎる場合など、保護者のお迎えが必要になる場合があるため、下校時刻についてお子さんとも確認しておくようにしてください。

Ⅱ-3 おやつ

すすく【区分2B】及びすすく【区分2A】の延長利用・わくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

【重要なお願い】学校生活管理指導表（写し）の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写し）をあわせて添付してください。

なお、「学校生活管理指導表」の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

【おやつの提供状況】

料 金 : 100 円/食

食べる場所 : キッズルーム

おやつの内容: パンやゼリー、袋菓子など市販の商品を提供しています。遊ぶ時間を確保するために、17 時に提供しています。

Ⅱ-4 学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

【横浜市による取組】

放課後キッズクラブでは、令和6年度から長期休業期間中の昼食提供を実施しています。

お弁当を注文すると、クラブに直接配送されるため、お弁当を持参することなく、クラブで昼食を取ることができます。

なお、令和8年度の実施内容については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】令和7年度の昼食提供の概要

期間: 夏休み・冬休み・春休み（お盆休み期間（令和7年8月11日～8月15日）は除く）

料金: 400 円/食

対象: すくすく【区分2A・B】登録及びわくわく【区分1】登録のスポット利用で希望する方

Ⅱ-5 学習環境

下和泉小学校では、学年によって学習用タブレット端末（以下「端末」という。）の持ち帰りを実施しており、ご家庭でも学習を行っているところです。

キッズクラブにおける利用にあたっては、学校の持ち帰りルールをもとに、クラブでの端末の利用ルールを定めています。詳細については、別紙「下和泉小学校放課後キッズクラブでの学習用タブレット端末の利用にあたって（お願い）」をご確認ください。

また、クラブ内で端末の故障・破損があった場合、原則として、クラブでは故障・破損時の状況等を確認し、保護者にお伝えしますので、保護者から学校にご連絡ください。

なお、利用に際して端末に破損・紛失等があった場合、原則、キッズクラブは一切責任を負いません。そのため、十分注意するようお子さまとお話しあったうえで、ご利用ください。

Ⅱ-6 キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）

キッズクラブからの帰り方は、お子さんだけで帰る場合と、保護者等によるお迎えの2種類があります。

なお、お子さんだけで帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し、一斉下校を行っています。

システムで利用予定を登録する際（P21）に、帰宅時間とお迎えの有無を入力してください。

また、学校とも連携のうえ、一斉下校には最終時刻（以下「最終下校時刻」という。）を設定しています。お子さんの安全のために、「最終下校時刻」以降はお子さんだけでの帰宅はできませんので、必ず保護者等によるお迎えが必要となります。

<キッズクラブからの帰り方>

	～最終下校時刻	最終下校時刻後
帰り方	一斉下校 保護者等によるお迎え	保護者等によるお迎え (お子さんだけの帰宅はできません)

(1) 一斉下校

一斉下校で帰宅する場合は、保護者等のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅することができます。一斉下校時刻は30分毎に設定していますので、お子さんだけで帰る場合には、「一斉下校時刻」の時間を、システムで利用予定に登録してください。

なお、最終下校時刻は季節によって異なるため、ご注意ください。

<一斉下校時刻と最終下校時刻>

	一斉下校時刻				最終下校時刻
4～9月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	<u>午後5時00分</u>
10月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	<u>午後4時30分</u>
11～1月	午後3時30分	午後4時00分	—	—	<u>午後4時00分</u>
2月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	<u>午後4時30分</u>
3月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	<u>午後5時00分</u>

【新1年生の一斉下校開始日について】

新1年生のお子さんの一斉下校開始は、集団下校が終わる4月21日(予定)からです。それまでは、保護者等によるお迎えをお願いします。

(2) 保護者等によるお迎え

最終下校時刻後の帰宅となる場合、又は最終下校時刻前でも保護者等のお迎えを希望する場合は、お迎えでの帰宅となります。

ア お迎えができる方

保護者又は代理引き取り人のみ、お迎えができます。

代理引き取り人については、利用申込時に登録をお願いします。なお、代理引き取り人がお迎えをする場合は、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を提示して頂く場合があります。

イ 車による送迎

車でのお迎えは原則できません。近隣にお住まいの方への影響もありますのでご協力をお願いします。

Ⅱ-7 広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月 25 日ごろに、入退出システムから配信をします。印刷物で希望される方には、お子さんを通じてご家庭に持ち帰り頂きますので、お声掛けください。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズニュース』を配付することもあります。

(2) 『キッズニュース』の内容

ア 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

例：プログラム（内容や参加料、申込締切日、申込方法等）、保護者会や防災・避難訓練の日程等

イ 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

<『キッズニュース』等への写真掲載>

『キッズニュース』では、こどもたちの活動の様子を写真入りで掲載することがあります。また、『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。が個人を特定できないような配慮をいたします。

また、『キッズニュース』以外にも写真を使用しての活動の紹介を行うことがあります。写真掲載を希望されない場合は、システムで利用申込をする際に、写真掲載の同意欄で「同意しない」を選択してください。また非常時持ち出し用にご提出頂く「緊急連絡用名簿」にも写真掲載の有無についての記載がありますので、「同意しない」をチェックしてご提出ください。

ウ お知らせとお願い

その他、放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

Ⅱ-8 利用当日の流れ

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

ア 各学級での帰りの会が終わったら、学校の昇降口を出て靴を履き替えてキッズクラブに行きます。
キッズクラブはB棟1階体育館側です。

※ 学校休業日等については、東門より入校しキッズルームまで行きます。土曜日のみ学校開放があり12時以降は東門ではなく正門（郵便局側）をご利用ください。

イ B棟入口の靴置きに靴を置き、キッズルームに入ります。部屋の入口にある『QRカード』を取りキッズクラブのスタッフに従って受付に提出します。受付でお子さん専用の二次元コード^(※)を読み取ります。

二次元コードを読み取ると、入退室システムで登録したメールアドレスに入室のお知らせが届きます。

※ 二次元コードは、放課後キッズクラブで管理しています。

ウ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※ 教室に忘れ物をしてしまっても、一度キッズクラブに来たら教室には戻れません。

平日	学校休業日
・水筒 ・上履き ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）	・水筒 ・上履き ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします） ・学習道具 ・お弁当（お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします）

<注意事項>

学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具等）は、キッズクラブにも持ってくることはできません。

(3) 帰り方

ア 最終下校時刻まで（一人帰り）

一斉下校時刻が近づいたら、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。
キッズクラブを退室する際に、お子さん専用の二次元コードを読み取り^(※)、一斉下校します。

※ 二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

イ 最終下校時刻後（保護者によるお迎え）

お迎え時に、キッズルームの窓から「お子さんのお名前」をお伝えいただき、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。保護者の方にお子さんを引渡し、お子さん専用の二次元コードを読み取ります。^(※)

※ 二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

II-9 キッズクラブの利用に当たってのお願い

キッズクラブは多くのお子さん・保護者の方がご利用されます。

皆様が安心してキッズクラブを利用いただけるよう、また、スタッフが安心して働くことができるよう、利用に当たっては、以下のルールへのご協力をお願いします。

これらのルールを守っていただけない状況が継続する場合その他キッズクラブの安定した運営に重大な支障をきたす行為があった場合は、キッズクラブの利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

クラブの安定した運営に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。

また、放課後キッズクラブの開所時間は午後7時までのため、必ず午後7時までにお迎えに来るようにしてください。

(2) 登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや、学校休業日の行き等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負いませんので安全を十分に確認した上でクラブをご利用ください。

キッズクラブに参加してから習い事等に行くことや、最終下校時刻までは習い事に行ってから再びキッズクラブに戻ってくることも可能ですが、登下校と同様に保護者の責任の下で行われますのでご注意ください。

(3) スタッフとの適切なコミュニケーション

放課後キッズクラブでは、保護者の皆さまとも協力しながらお子さんの支援を行うとともに、スタッフの働きやすい環境づくりを目指しています。

保護者の方からのご意見・ご要望に対しては丁寧・真摯に対応するよう努めていますが、スタッフ及び他の利用者の安全確保と適切な事業実施のため、対応にあたるスタッフが不安を感じるような言動・クラブの運営に支障をきたす行為^(※)はお控えいただき、適切なコミュニケーションへのご協力をお願いいたします。

※強い口調での叱責や暴言、威圧的・執拗な言動、過度な要求、長時間の拘束など

(4) お子さんの行動によるトラブル等への対応

放課後キッズクラブでは、すべてのお子さんが安心して過ごせるよう、児童間の関係性やスタッフとの関わりも含め、安全面に配慮した運営を行っています。

他のお子さんやスタッフへの暴力行為等、キッズクラブの安全な活動に支障をきたす行為が継続して見られる場合は、保護者の方と連携しながらお子さんへの支援・対応方法を検討しますので、ご協力をお願いいたします。

また、お子さんの状況に応じて、学校や区役所、その他の支援機関と連携して対応を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

II-10 事故が起きた時の対応

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。 ② 保護者に連絡 ^(※1) を取り、対応を相談します。 (キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける ^(※2) 等)	① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。 ② 保護者へ連絡 ^(※1) をします。 ③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。 ④ 保護者に状況を報告します。 ⑤ 区役所こども家庭支援課へ事故報告書を提出します。

※1 保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡がつき次第、経過を説明します

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブサイト> 特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

Ⅲ 利用に当たっての各種手続き等について

Ⅲ-1 利用申込

(1) 利用申込

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。

【年度当初から利用】

4月から利用を希望する場合は以下の申込締切日までに、必要書類を揃えたうえで、システムで申込みをしてください。

利用区分	利用登録に必要なもの	申込締切（4月1日から利用）	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	・保険料（700円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合） ・児童情報シート（キッズかけはしシート）※	令和8年3月18日	令和8年3月18日
すくすく 【区分2A・B】	・保険料（700円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合） ・児童情報シート（キッズかけはしシート）※ ・ <u>留守家庭児童等を証明する書類</u>	令和8年3月18日	令和8年3月18日

※児童情報シート（キッズかけはしシート）のご提出についてのお願い

児童情報シート（キッズかけはしシート）とは、放課後キッズクラブに新しく入会されるお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるように、お子さんについてキッズクラブが事前に把握するためのものになります。

保護者の方からいただいた情報は、お子さんが放課後キッズクラブで安全・安心に過ごすに当たっての大切な参考情報になります。

新1年生及び新しくキッズクラブに入会するお子さんの保護者の方は、お子さんの性格や家での様子などについてシートに記載のうえ、利用申込の際にあわせてご提出ください。

また、お子さんに必要な配慮事項や心配事がある場合は、「キッズかけはしシート」に記載してください。

提出は任意となりますが、未提出の場合、年度の途中で提出をお願いすることがあります。

【年度途中から利用】

年度途中から利用する場合は、上記「利用登録に必要なもの」を揃え、利用希望月の前月25日までにお申し込みください。

<留守家庭児童等を証明する書類>

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労（予定）証明書（巻末） ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書提出遅延届」（巻末）を添付してください。就労（予定）証明書を取得したのちは、システムでの提出が必要です。
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書（巻末）
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書（巻末）（※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書（巻末） ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書（巻末）（※2）
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の 復旧に当たっている方	罹災証明書 ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります）。

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、速やかに就労（予定）証明書をシステムで提出してください。

(2) 利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、別紙「利用料減免の手続について」、を確認のうえ、キッズクラブまで必要書類をご提出ください。

(3) 利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申込の内容を確認し、利用が決定されると、システムで登録いただいたメールアドレスに通知が届きます。

また、新たに放課後キッズクラブを利用される場合は、利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただく場合があります。面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせします。

なお、ご提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用そのものや、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人非営利活動法人下和泉キッズクラブから事前にご連絡させていただきます。

(4) 新1年生の利用開始日

新1年生の利用開始日は、利用区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は4月13日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく【区分2】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用に当たっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月18日までの間に利用する場合は、保護者等による送迎が必要となります。

Ⅲ-2 利用予定

(1) 利用予定の登録

キッズクラブの利用予定は原則前月の27日までにシステムで登録してください。利用予定にない急な参加はできかねますのでご承知おきください。

なお、登録した月の利用予定に変更が生じた場合の変更は2日前までに、システムで変更をしてください。

前日の変更は、クラブに直接ご連絡ください。

	登録・変更等期限
当初の登録	前月27日までにシステムに登録
当初の登録締切日後の変更	2日前までにシステムで変更

(2) プログラムの申込

キッズニュースでプログラムの詳細をご確認いただき、システムで参加申込日のメモランにプログラム参加の登録をして、申込をお願いいたします。

Ⅲ-3 利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、システムで翌月以降の利用区分の変更申請をしてください（月途中での利用区分の変更は原則できません）。

また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月20日までに行ってください。

ただし、夏休み（7・8月）については、定員の状況により新たな活動場所の確保が必要になる場合もあるため、原則7月20日までに行ってください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2 A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」（P20）の添付が必要となります。
- ・一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2 A・B】に登録していた方が、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2 A・B】に再度変更する際は、就労証明書の証明内容に変更がない場合、同一年度内の区分変更に伴う就労（予定）証明書の再提出を省略できます。
ただし、就労状況が変更となっている場合や、年度替わりの際の継続利用申込の際は、改めて就労（予定）証明書の提出が必要となります。
- ・すくすく【区分2 A・B】間の変更（【区分2 A】⇔【区分2 B】）は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証する書類」の添付は不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、システムで、改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。

Ⅲ-4 利用料等の支払方法

利用料等は、キッズクラブへ現金でのお支払いとなります。

	手法	支払い期日	注意事項
すくすく【区分2】の利用料	キッズクラブに現金支払い	毎月25日から月末まで	毎月25日頃に『利用料及びおやつ代』の金額をお知らせします。
わくわく【区分1】のスポット料金・すくすく・ゆうやけ【区分2 A】の延長料	キッズクラブに現金支払い	利用した当日	前もって利用がわかる時は『入退出システム』でご予約下さい。
おやつ代・プログラムの材料費等（実費）	キッズクラブに現金支払い	申込み期間内	キッズニュースに申込み内容や支払い期限を明記。

※おやつを食べた場合は、わくわく区分1の方は当日にお支払い、すくすく区分2の方は当月利用料支払いにまとめてお支払い頂きます。

IV 非常災害時等の対応について

IV-1 警報発表時等の対応

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
学校がある日	登校前	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u> なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u> ※<u>特別警報発表時は、閉所となります。</u>
	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u> スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u> ※<u>特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</u>
	放課後	クラブの開所時間中に横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※<u>特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</u>
学校がない日	-	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u> なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u> ※<u>「特別警報」発表時は閉所となります。</u>

※ 交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※ 利用児童が全員帰宅した場合、クラブをその時点で閉所することがあります。その場合、システムで閉所をお知らせするとともに、午後6時30分までは連絡が取れる体制になっていますので、下記連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】045-803-0554

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になります。
システムで開所される時間を連絡しますので、指定の時間以降のご利用をお願いします。

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象】
学校がある日	登校前	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。 なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要</u>です。 ※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、閉所となります。
	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。 スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要</u>です。 ※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、放課後キッズクラブは閉所となります。
	放課後	クラブの開所時間中に横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。
学校がない日	-	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。 なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要</u>です。 ※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所となります。

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

※ 交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※ 利用児童が全員帰宅した場合、クラブをその時点で閉所することがあります。その場合、システムで閉所をお知らせするとともに、午後6時30分までは連絡が取れる体制になっていますので、次の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】045-803-0554

○ 横浜市 防災情報ポータル URL : <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

>本市トップページ暮らし・総合>防災・救急・防犯>防災・災害>防災・災害情報>防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況) (外部サイト)

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になります。システムで開所される時間を連絡しますので、指定の時間以降のご利用をお願いします。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2 A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

IV-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用

【わくわく（区分1）】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、わくわく【区分1】の利用を原則休止します。

また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時に発表された場合も同様の対応とします。

近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】は児童の安全な活動のために利用を原則休止します。

ご理解とご協力をお願いいたします。

【すくすく（区分2 A・B）】

すくすく【区分2 A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。

ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

アラートの種類	概要
熱中症警戒アラート	・発表は1日2回、前日の午後5時と、当日の午前5時 ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表 ・わくわく【区分1】は原則利用休止
熱中症特別警戒アラート	・発表は1日1回、前日の午後2時 ・気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます。 ・わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「[熱中症警戒アラート等 メール配信サービス](#)」にご登録いただけます。

環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

サービス	URL	二次元コード	配信時刻等
横浜市防災情報Eメール	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html		前日午後5時頃及び当日午前5時頃
環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス	https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php		前日午後5時頃及び当日午前7時頃
環境省公式 LINE アカウントによる情報配信	https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php		前日午後6時頃及び当日午前7時頃

※熱中症特別警戒アラートは、午後2時ごろに配信されます。

IV-3 地震

時間帯別の基本行動（例：震度5強以上の地震の場合）

放課後キッズクラブの対応		
学校がある日	登校前	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。

放課後キッズクラブの対応	
（キッズクラブ開所日） 学校がない日	(1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。 教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
習日	学校の対応に準じます。

IV-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。
なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

V その他

V-1 支援や配慮を必要とする児童の受入れについて

(1) 障害のある児童や配慮が必要な児童について

お子さんの特性に応じた支援や配慮については、保護者の方と相談しながら、可能な限りクラブの体制や環境の調整を行います。

障害や医療的配慮、発達の遅れ等、お子さんについて気がかりな点やご心配がある場合や、医師の診断・助言がある場合等は、「利用申込書」及び「キッズかけはしシート」にその旨の記載をお願いします。

【利用申込前の事前見学】

キッズクラブの申込に当たっては、事前にキッズクラブを見学いただくことを推奨しています。

お子さんが安全・安心に過ごせるかどうかを確認していただくために、お子さんを連れての見学をお願いします。

なお、見学をご希望の際は、クラブへ事前にご相談ください。

【利用決定後の面談】

利用決定後、原則、利用開始する前に、保護者の方・お子さんとスタッフとの面談を実施させていただきます。

「キッズかけはしシート」等に記載いただいた内容等を踏まえた支援や配慮を検討するために、ご協力をお願いします。

(2) 医療的ケアが必要な児童のご利用について

医療的ケアが必要な児童につきましては、事前にクラブでの受け入れ準備が必要となる場合があります。

ご利用をご検討いただいている段階でも構いませんので、放課後キッズクラブへのお早めのご相談をお願いいたします。

(3) その他支援事業のご紹介

18歳までの子育てに関する相談窓口が各区役所こども家庭支援課にあります。相談窓口では、保健師・助産師や社会福祉職などが相談者と一緒に考え、必要に応じて専門機関などを紹介していますので、お住まいの区の「こども家庭相談」に直接ご相談ください。

また、児童の発達を支援するための療育の提供を目的とした障害児通所支援事業（放課後等デイサービスなど）の制度もございます。利用に関する相談はお住まいの区の区役所こども家庭支援課へご連絡ください。

下記二次元コードから、お住まいの区のこども家庭支援課のそれぞれの連絡先がお調べいただけます。

【こども家庭相談ホームページ】

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shido/sodan/kodomokateisoudan.html>

二次元コード：



【障害児通所事業ご利用の手引き】

URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262_20250820.pdf

二次元コード：



V-2 保護者会

放課後キッズクラブでは、主に保護者に意見を聞く場として、半期に一回以上保護者会を開催します。

保護者会は、保護者との関わりを目的とするため、保護者を集めて意見交換する場（オンライン含む）の他、保護者参画の親子プログラムや、利用者へのアンケートの実施も含まれます。

保護者の皆さまのご意見をいただく大切な場であるため積極的にかかわっていただくよう、お願い申し上げます。

保護者会の開催に当たっては、キッズニュース等で事前にお知らせいたします。

V-3 ご意見・ご要望等

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、下和泉小学校放課後キッズクラブまたは運営法人特定非営利活動法人下和泉キッズクラブまでご相談ください。

【受付担当者】

下和泉小学校放課後キッズクラブ：045-803-0554

運営法人下和泉キッズクラブ：045-803-0554

V-4 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

下和泉小学校放課後キッズクラブ TEL：803-0554 FAX：803-0554

運営法人下和泉キッズクラブ TEL：803-0554 FAX：803-0554

横浜市泉区こども家庭支援課 TEL：800-2444 FAX：800-2524